

唐津市都市計画マスタープラン 計画の実現方策（案）

| | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 現行計画における実現方策と課題 | P 1 |
| 2. 次期計画における実現方策（案） | P 2 |
| (1) 都市計画マスタープランの進行管理を図る | P 2 |
| (2) 都市計画への関心を高める | P 4 |
| (3) 都市計画分野の制度を有効活用する | P 5 |
| 3. まちづくりの基本理念について | P 6 |

令和6年2月
唐 津 市

- 都市計画マスタープランのこれまでの運用状況を踏まえ、次期計画を推進していくにあたっての課題を整理した上で、計画の実行性を担保するための**実現方策**を設定する。

現行計画における実現方策の内容

■ 計画の実現に向けた取り組みの推進

基本的な考え方

計画の実現方策

市民や企業等との協働によるまちづくり

- ① 唐津市民、企業等と行政の協働によるまちづくりの推進
- ② 計画の周知とまちづくり情報の共有化
- ③ 市民のまちづくり活動への支援

まちづくりの推進体制の充実・強化

- ① 庁内横断的組織づくりと人材育成
- ② 協働のまちづくりを支援する体制づくり
- ③ 唐津市市民協働指針の運用

都市計画マスタープランの効果的な運用

- ① 長期的な行財政運営の視点に立った計画的なまちづくりの推進
- ② 先導的まちづくり構想の推進
- ③ 国・県および教育研究機関等との連携強化
- ④ 計画の適切な管理と見直し

■ 市民主体のまちづくり活動の推進

今後のまちづくりにおいて特に重要となる「市民が主体となったまちづくり活動と行政の役割」を整理。

- (1) 市民が主体となったまちづくり活動と行政の役割
- (2) 各種制度等の活用

課 題

■ 都市マスの進捗状況の把握・共有

現行の都市マスに掲げた各方針については、一定の進捗はあるものの、全体の進行管理ができておらず、庁内や関係機関にも共有されていない。

■ 都市マスの推進体制の構築

都市マスを効果的に推進していくためには、庁内の関係部署や、国・県等の関係機関との連携が重要であるが、そのための仕組みが整っていない。

■ 都市マスの認知度向上

都市マスは行政だけでなく、市民や事業者等とともに秩序あるまちづくりを進めていくための指針であるが、その内容を認識している関係者が少ない。

■ 市民主体のまちづくり活動の拡大

地域によっては市民主体のまちづくり活動が活発化しているが、こうした活動が活発でない地域も見られるなど、地域間で格差がある。

これらの課題を踏まえ「**使われる**」都市計画マスタープランを目指し、実現方策を設定（2頁～）

（１）都市計画マスタープランの進行管理を図る

- 都市マスの分野別まちづくり方針や地域別構想に定める「整備等の方針」に基づく具体的な取組内容（都市マスに掲載しない個別の事業など）を整理し、**実行計画（仮称）**としてとりまとめる。

【実行計画(仮称)のイメージ】

| 分野 | 整備等の方針 | 関係課 | 具体的な取り組み | 関連事業 | 関連する個別計画 | 主な対象地域 | | | | | | 実施期間 | | |
|---------|--------|------------|----------|------|----------|--------|----|----|----|----|----|------|----|----|
| | | | | | | 全体 | 中央 | 東部 | 南部 | 西部 | 北部 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 土地利用 | ●●● | 都市計画課 | □□□ | △△△ | ××× | ● | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| | ●●● | ○○課 | □□□ | △△△ | ××× | | ● | | | | | ○ | ○ | |
| | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | |
| 道路・交通施設 | ●●● | ○○課 △△課 | □□□ | △△△ | ××× | ● | | | | | | ○ | ○ | |
| | ●●● | ○○課 ××課 | □□□ | △△△ | ××× | | ● | | ● | | | ○ | ○ | ○ |
| | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | |

都市マスに掲載する部分

都市マスに掲載しない部分（適宜見直しを行うことにより、計画の継続的改善を図る）

- 実行計画（仮称）に基づき進行管理を図ることにより、以下のような効果が期待できる。
- 都市マスの進捗状況については、必要に応じて国・県等の関係機関と情報共有するほか、立地適正化計画の見直し時期（概ね5年ごと）に合わせて、**都市計画審議会へ報告**する。

【実行計画(仮称)に基づく進行管理により期待できる効果】

① 都市マスの進捗状況を把握・共有することができる

- 実行計画（仮称）を作成し、取組状況等を確認することにより、都市マスの進捗状況を把握し、庁内の関係部署で構成する会議等において共有することができる。
- 重点取組などを設定し、進捗を管理することにより、計画の実効性を確保することができる。

② 各分野の連携した取り組みが期待できる

- 都市マスの進行管理を図ることにより、計画策定時だけでなく、策定後も引き続き、各分野（農業、商業、観光、交通、福祉など）と連携したまちづくりを検討することができる。

③ 計画の見直し時だけでなく、短期間でPDCAサイクルが機能する

- 実行計画（仮称）に基づく進捗管理により、概ね10年ごとの都市マスの見直し時だけでなく、短期的な見直し（継続的改善）が可能になる。

（２）都市計画への関心を高める

- ▶ 都市計画マスタープランは、市民や事業者とともに秩序あるまちづくりを進めていくための指針となるものであるにもかかわらず、その認知度は決して高いとは言えないため、まずは都市計画への関心を高め、市民や事業者がまちづくりを考えるきっかけをつくり、主体的な活動へと展開していく。

◆ まちづくりにおける市民・企業等・行政の役割

■ 市民の役割

- ✓ まちづくりへの提案や意見表明
- ✓ 地域単位でのまちづくりへの参画
- ✓ 地域活動、ボランティア活動への参加 等

■ 行政の役割

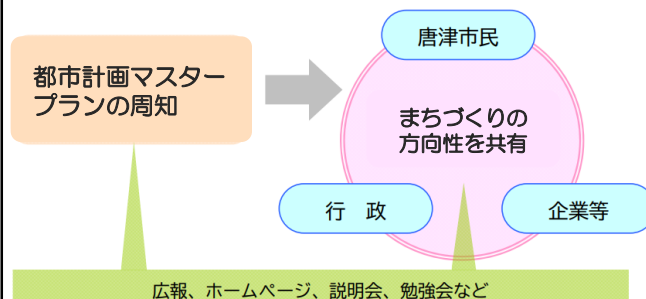
- ✓ まちづくりに関する積極的な情報提供
- ✓ まちづくり活動への支援
- ✓ 行政内の横断的な支援体制の構築
- ✓ 県や国などの関係機関への要望、調整
- ✓ 長期的な視点による計画的なまちづくりの推進 等

■ 企業等の役割

- ✓ 専門的な知識や技術を活かしたまちづくりへの取り組み
- ✓ 企業活動を通じたまちづくりへの参画
- ✓ 環境に配慮した取り組みの推進 等

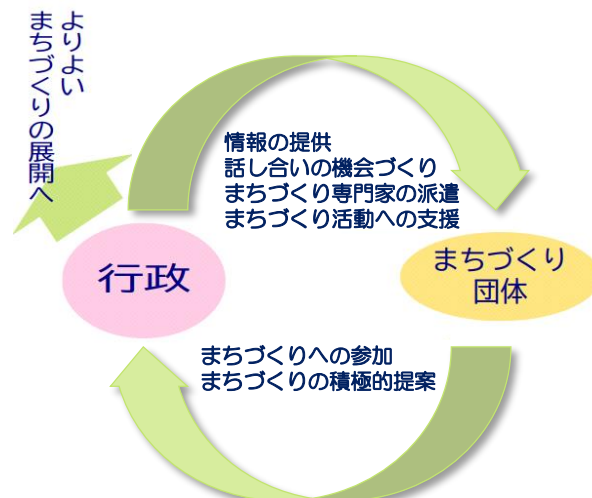
◆ 計画の周知と、まちづくりを考える機会づくり

- 唐津市都市計画マスタープランの実現を図るには、まず、まちづくりの主役となる市民・企業等・行政が十分に都市計画マスタープランを理解し、共通認識のもと、連携しながらまちづくりを進めていく必要があります。
- そのため、まちづくり団体等（地域別構想の検討に当たり開催した「地域別ワークショップ」の参加者などを含む）に対し、都市マスや都市計画制度について周知を図りながら、一緒にまちづくりを考える機会をつくる。



◆ 市民や地域によるまちづくり活動への支援

- まちづくりに取り組む団体等に対しては、「必要な情報の提供」「話し合いの機会の提供」「まちづくり専門家の派遣」などの支援を行います。
- また、地域主体で取り組むまちづくり活動に対する支援を継続します。



（3）都市計画分野の制度を有効活用する

- 現行計画の策定以降、都市計画提案制度の活用事例はなく、地区計画も1件のみのため、まずは制度の周知を図りながら、これらを効果的に活用することで、都市マスの実効性を高めていく。
- また、実践的な手法として、エリアマネジメント や公民連携などの手法の実施に加え、まちづくり分野へのデジタル技術の活用を積極的に進め、様々な課題の解決を図る。

◆各種制度等の活用

①都市計画提案制度

住民が主体的にまちづくりへ参加する手法の一つとして、行政が定める都市計画について提案できる制度です。

用途地域や地区計画の決定・変更に対し、住民の発意により検討を進めていくことができます。

②地区計画

都市計画法に基づき、既存の都市計画を前提に、住民の合意に基づき、ある一定のまとまりを持った身近な「地区」を対象にして、その地区の実情に合った、よりきめ細かいルールを定めます。

③建築協定、景観協定、緑化協定

建築基準法による建築協定、景観法による景観協定、および都市緑地法による緑化協定など、地域住民の自主的なルールを定めます。

◆様々な実践的手法の活用

①エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・地権者などを主体とするまちづくりの取り組みです。

②公民連携手法

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図ります。

③新技術を活用したまちづくりの検討

国が提唱する高度情報化社会の到来を見据え、ICT、IoT、AIなどの新技術のまちづくり分野への活用を検討します。

④都市再生推進法人

まちづくりの新たな担い手として、行政の補完的役割を担うる団体を市町村が指定することにより、各種制度の活用や支援を受けることができます。

まちづくりの基本理念について

➤ まちづくりの基本理念は、全体構想案で示していた「共生」「持続可能」「協働、連携」の各要素を包括するものとして、次のとおり設定します。

「共生」

本市が有する豊かな自然・歴史・文化は、個性的なまちづくりに欠かせない要素であるため、これらの保全・活用を前提とした共生のまちづくりをイメージするものです。

「持続可能」

人口減少が急速に進み、自然災害が頻発・激甚化するなか、都市のコンパクト化や環境負荷の低減を図ることにより、生活利便性が高く、災害に強い持続可能なまちづくりをイメージするものです。

「協働、連携」

活力に富む地域を持続させていくためには、地域住民や民間事業者等が主体的に地域のまちづくりについて考え、取り組んでいくことが重要であるため、これら多様な主体による協働・連携によるまちづくりをイメージするものです。



■ まちづくりの基本理念（案）

自然・歴史・文化を育み、次の世代へつなぐ 響創のまちづくり

参考：まちづくりの基本理念（現行）

響創のまちづくり 元気が出る新唐津

1市6町2村による合併後に策定した唐津市総合計画の基本理念「響創のまちづくり 元気が出る新唐津」を踏襲し、都市マスにおけるまちづくりの基本理念としたもの。

●「響」のまちづくり

⇒本市が持つ自然、歴史、文化の響きあいによって生まれる相乗効果を、個性的なまちづくりの要素として取り込み、まちの活力創造を図る。

●「創」のまちづくり

⇒超高齢社会の進行、市街地の活力低下など、本市の抱える都市問題に対して、元気が出る魅力あるまちを創るための対策を展開する。